

【令和 6 年度 9 月補正予算に係る市長提案説明要旨】

(R6.9.2)

令和 6 年度伊丹市一般会計補正予算（第 4 号）についてであります。本案は、令和 5 年度の決算剰余金の一部について、財政調整基金への積立金として措置するほか、社会情勢の変化等に対応するため、令和 5 年度決算剰余金、収益事業収入等を主な財源といたしまして、所要の措置を講じようとするものであります。

その主なものを申し上げますと、伊丹のまちが、より安全で快適であるように、令和 5 年度の決算剰余金を活用し、経年劣化した三軒寺前広場のタイル舗装や、障害者福祉センターの外構舗装の改修等をはじめ、都市公園及び児童遊園地における遊具や園路舗装、J R 伊丹駅前自転車駐車場の駐輪ラックの更新等を実施しようとするものであります。

また、県の補助金を活用し、自動録音機能付電話機等の機器購入費を、引き続き補助するための追加の経費や、県の随伴事業である、首都圏からの移住者を支援するための追加経費を措置するほか、モーターボート競走事業会計からの繰入金を活用して、統合新病院の整備に係る建設費用の、継続的な高騰への準備として、財政調整基金に積立てようとするものであります。このほか、普通交付税等の算定結果に伴い、普通交付税の増額、及び臨時財政対策債の減額や、令和 5 年度に実施した、各事業の精算に伴う、国庫及び県支出金の返還に要する経費等について、所要の措置を講じようとするものであります。

その結果、第 1 条、歳入歳出予算につきましては、それぞれ、22 億 5,106 万 7,000 円を追加し、その総額を、919 億 868 万 1,000 円としようとするものであります。

また、第 2 条の繰越明許費では、道路維持補修事業に係る繰越明許費の追加措置を、第 3 条の債務負担行為の補正では、児童生徒用のタブレット端末等の更新に伴う、債務負担行為の追加措置を、第 4 条の地方債の補正では、障害者福祉センター

整備事業の実施に伴う、地方債の追加措置を、それぞれ、講じようとするものであります。

次に、令和6年度伊丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、本案は、令和5年度決算に伴い、決算剰余金を繰り越し、過年度保険給付費等交付金の精算返還金について、所要の措置を講じるとともに、残額について、基金繰入金を減額しようとするものであります。

次に、令和6年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、本案は、令和5年度決算に伴い、決算剰余金を繰り越し、兵庫県後期高齢者医療広域連合への保険料納付金について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和6年度伊丹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、本案は、令和5年度決算に伴い、決算剰余金を繰り越し、介護サービス等諸費などに係る、国庫負担金等の精算返還金について、所要の措置を講じるとともに、残額について、基金に積み立てようとするものであります。

次に、令和6年度伊丹市病院事業会計補正予算（第1号）についてありますが、本案は、統合再編基幹病院整備事業について、労務費及び資材費の高騰に伴い、継続費の増額措置を講じるとともに、令和6年度の工事費及び企業債について、所要の措置を講じようとするものであります。